

労災保険給付にかかる書類一覧

労災保険給付（業務災害・複数業務要因災害及び通勤災害）にかかる主な書類には次のようなものがありますので、開示請求の参考にしてください。様式名称は、緑枠囲みの名称（略称）の記載で結構です。

例：「私が、令和〇年〇月〇日に負傷した労災事故の件で、〇〇労働基準監督署に提出した療養（補償）給付請求書（事業所名：〇〇株式会社）」

あなたが請求（手続き）した書類

療養（補償）給付請求書

仕事（業務）や通勤が原因の負傷や病気で、労災病院や労災保険指定医療機関・薬局等で療養（治療や薬剤の支給）を受けたとき、また、その療養にかかった費用を請求するときに提出する請求書

○労災指定医療機関・労災指定薬局を経由する書類

療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書（業務災害）

療養給付たる療養の給付請求書（療養給付請求書）（通勤災害）

○病院・診療所・薬局に費用を支払ったとき

療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書（業務災害）

療養給付たる療養の費用請求書（通勤災害）

○以下の費用を負担若しくは施術を受けたとき

・看護・移送（通院のための交通費）・治療用装具等

・柔道整復師の施術を受けたとき

・はり灸師、あん摩マッサージ師の施術を受けたとき

療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書（業務災害）

療養給付たる療養の費用請求書（通勤災害）

休業（補償）給付請求書

仕事（業務）や通勤が原因の負傷や病気による療養のため、労働することができなくなり、賃金を受けていないときに提出する請求書

休業補償給付支給請求書、複数事業労働者休業給付支給請求書（業務災害）

休業給付支給請求書（通勤災害）

平均賃金算定内訳書

（業務災害及び通勤災害）

休業（補償）給付の基礎給付額（給付基礎日額）の計算根拠が記載された書類

障害（補償）給付請求書

仕事（業務）や通勤が原因の負傷や病気が治ゆ（症状固定）したのち、障害が残ったときに提出する請求書

障害補償給付支給請求書、複数事業労働者障害給付支給請求書（業務災害）

障害給付支給請求書（通勤災害）

遺族（補償）給付請求書

労働者が仕事（業務）や通勤が原因の負傷や病気で死亡したときに、要件を満たす遺族が提出する請求書

- ・労働者が死亡した当時、労働者と生計維持関係にあった一定範囲内にある遺族が存在する場合
遺族補償年金支給請求書、複数事業労働者遺族年金請求書（業務災害）
遺族年金支給請求書（通勤災害）
- ・労働者が死亡した当時、労働者と生計維持関係にあった一定範囲内にある遺族が存在しない場

合

遺族補償一時金支給請求書、複数事業労働者遺族一時金請求書（業務災害）

遺族一時金支給請求書（通勤災害）

葬祭料（給付）請求書

労働者が仕事（業務）や通勤が原因の負傷や病気で死亡したときに、葬祭を行った遺族等が提出する請求書

葬祭料又は複数事業労働者葬祭給付請求書（業務災害）

葬祭給付請求書（通勤災害）

あなたの診療に関して、労災指定医療機関・労災指定薬局が労働局に請求した書類

診療費請求内訳書（レセプト）

薬剤費請求内訳書（レセプト）

あなたの労災請求に関して、労働基準監督署が決定を行った書類

支給・不支給決定決議書

あなたの労災請求に関して、労働基準監督署が調査結果をとりまとめた書類

調査結果復命書

主な調査内容

- ・業務上外の決定に係る調査
例：精神障害、脳血管疾患及び虚血性心疾患等、騒音性難聴、石綿による疾病等
- ・後遺障害の程度を認定するための調査
- ・遺族（補償）年金・一時金支給請求に対する調査
- ・第三者行為災害に係る調査
- ・移送費（通院費）支給の可否に係る調査
- ・休業（補償）給付請求に対する休業の必要性に係る調査
- ・平均賃金決定にかかる調査